

広島県告示第二百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和六年三月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

山県郡北広島町戸谷字木樵迫一二九九〇、一二九九二、一二九九四、一三〇一一、一三〇一五、一三〇一六、字大祖路一三〇七一、一三〇七四、一三一〇三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。)